

上下水道の手続きはお早めに

これから進学や就職などで引越する人が多くなります。上下水道の開始や中止の手続きは、お早めにお願います。

手続方法は市ホームページにも掲載されていますので、ご覧ください。

問 水道課 料金係 (☎95-0132)

上下水道の開始・中止方法 ※必ず希望する日の3日前までに申請してください。

①市役所窓口での申請

市役所2階水道課窓口(業務時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

②FAXによる申請

専用の申請書をFAXで送信してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、水道課へ業務時間内に電話いただければ申請書を送付します。

③インターネット(あいち電子申請・届出システム)による申請

市ホームページからもリンクしています。

※電話での申請は受付けていませんので、ご注意ください。

※使用者本人からの申請ができない場合、代理(会社・家族等)申請も可能です。

※使用者の名義変更も①～③のいずれかの方法で、お願いします。



水道料金・下水道使用料の納入方法(途中での切り替えも可能です。)

①口座からの引落とし ※検針した月の翌月10日(休日の場合は翌営業日)

三菱UFJ銀行・愛知銀行・中京銀行・名古屋銀行・三重銀行・碧海信用金庫・岡崎信用金庫・豊田信用金庫・西尾信用金庫・愛知県中央信用組合・あいち中央農業協同組合・ゆうちょ銀行
いずれかの口座(一部除く)

※クレジットカードでのお支払いはできません。

※用紙は、水道課または上記金融機関の市内店舗窓口(一部除く)にありますので、通帳とお届け印、検針票(お手元にある場合)を持参のうえお申込みください。

※郵送による申請も可能ですので、用紙を水道課まで請求してください。

※口座からの引落としの場合、引落とし開始まで1か月程度かかることがあります。

②納付書払い ※検針した月の月末に納入通知書(はがき)を送付します。

上記金融機関の窓口(一部除く)・納入通知書に記載のあるコンビニエンスストア・水道課
4月1日以降は一部スマートフォン決済もご利用いただけます。

下水道供用開始区域が広がります

3月31日(水)から、谷田町西長根、西中町跡落、新林町平草、新林町茶野、新林町北林の各一部区域で、新たに下水道が使えるようになります。

これに伴い、供用開始区域が次のとおり縦覧できます。

なお、供用開始図は市ホームページに掲載しています。

時 3月12日(金)～25日(木)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

所 市役所2階 下水道課

●受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

新たに下水道が使えるようになった区域の土地の所有者に対し、5月頃に受益者申告書を送付します。その後、9月上旬に受益者負担金の納入通知書を送付します。

※負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。

問 下水道課 下水庶務係(☎95-0159)

